

専用使用許可申請について

1 専用使用を認める範囲

こども、若者又は保護者を広く対象とした講演会、講座、イベント又は相談会等

2 専用使用を認めない場合

- (1) 物品及びサービスの販売（斡旋）や契約をするもの
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 特定の会員又は関係者のみを対象とする閉鎖的な事業
- (4) 火気や香料等で人体や環境に強い影響を与える可能性がある場合

3 専用使用の上限

同一団体が同一月に専用使用できる回数は2回までとします。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではありません。

4 受付期間

原則、使用予定日の3か月前の日から3日前まで受付を行います。